

住宅の省エネルギーフォームへの支援の強化

令和5年度補正予算案	
・断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業（環境省）	1350億円
・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金支援事業（経済産業省）	580億円
・既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業（経済産業省）	185億円
・質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援（仮称）（国土交通省）2100億円（新築・リフォームの合計）	

目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上に資する改修や高効率給湯器の導入などの住宅省エネ化への支援を強化する必要。

➡ 国土交通省、経済産業省及び環境省は、住宅の省エネルギーフォームを支援する補助制度について、3省の連携により、各事業をワンストップで利用可能(併用可)とする。

対象

工事内容		補助対象	補助額
①省エネ改修	1) 高断熱窓の設置※1,3 先進的窓リノベ事業	高性能の断熱窓 (熱貫流率(Uw値)1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの)	リフォーム工事内容に応じて定める額(補助率1/2相当等) 上限200万円/戸
	2) 給湯器※2,3 給湯省エネ事業	高効率給湯器 (a)ヒートポンプ給湯機、(b)ハイブリッド給湯機、(c)家庭用燃料電池)	定額(下記は主な補助額) (a)10万円、(b)13万、(c)20万円
		既存賃貸集合住宅におけるエコジョーズ等取替 賃貸集合給湯省エネ事業	エコジョーズ/エコフィール* *従来型給湯器からの取替に限る *補助対象は賃貸集合住宅に設置する場合に限る
	3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事※4 国土交通省支援事業	開口部・躯体等の一定の断熱改修、エコ住宅設備(節湯水栓、高断熱浴槽等)の設置	リフォーム工事内容に応じて定める額 ・子育て世帯・若者夫婦世帯: 上限30万円/戸 ・その他の世帯: 上限20万円/戸
②その他のリフォーム工事※4 (①1)~③)のいずれかの工事を行った場合に限る)		住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等	※長期優良リフォームを行う場合は、 ・子育て世帯・若者夫婦世帯: 上限45万円/戸 ・その他の世帯: 上限30万円/戸 ※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入を伴う場合は、上限60万円/戸

※1 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業(環境省)による支援(令和5年度補正予算)
 ※2 高効率給湯器の導入を促進する家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)及び既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業(経済産業省)による支援(令和5年度補正予算)
 ※3 補正予算案閣議決定日(令和5年11月10日)以降に契約を締結し、事業者登録後(①住宅省エネ2023キャンペーン先進的窓リノベ事業の登録事業者は※1事業の事務局開設日(令和5年12月中旬予定)(開設日以降に登録申請した場合は、その申請の日)以降、②住宅省エネ2023キャンペーン給湯省エネ事業の登録事業者は※2事業の事務局開設日(令和5年12月中旬予定)(開設日以降に登録申請した場合は、その申請の日)以降)に着手したものに限り。
 ※4 「質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援(仮称)」(国土交通省)による支援。経済対策閣議決定日(令和5年11月2日)以降に、リフォーム工事に着手したものに限り(交付申請までに事業者登録が必要)。